さ情審査答申第94号 平成25年3月1日

# さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会 会 長 池 上 純 一

## 答 申 書

平成23年11月1日付けで貴職から受けた、「さいたま市自治基本条例検討委員会委員の公募において応募者から取得した書類のうち作文の内容部分」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

### 第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成23年9月2日付け政政企第1620号によりさいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の変更を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 不開示情報は条例第7条第2号に該当せず違法。不開示理由の不立証。 開示の公益性が高い。
- (2) 作文の内容は政策情報である。
- (3) 選考の公平性を担保するためには、選考過程の透明性をさらに高める 必要があり、そのために作文の開示は不可欠といえる。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 本件対象行政情報について
  - (1) さいたま市自治基本条例検討委員会(以下「委員会」という。)の設置 に当たっては、委員数20名のうち、12名程度を公募で選考すること とし、チラシの配布、世帯回覧及び市報さいたま(平成22年2月号) への掲載等により周知し、公募を行った。
  - (2) 応募用紙の記載事項については、住所、氏名、性別、生年月日、職業、電話番号、作文(テーマ「わたしが考える『市民が主役のまちづくり』とは」(800字程度))とした。
  - (3) 応募期限である平成22年2月26日 (消印有効)までに80人の応募があった。
  - (4) なお、作文等について公にすることを告知した場合には、自由な意見等の記述が妨げられ、適正な選考を阻害するおそれがあるため、公にすることは告知していない。
- 2 条例の条文・解釈について

条例の解釈、運用等を定めた「情報公開制度・個人情報保護制度の手引(改訂版)」(平成21年12月発行。さいたま市総務局総務部市政情報課)では、「個人に関する情報」で、かつ、「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」、又は、「個人に関する情報」で、かつ、「特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、なお個人の財産権等の正当な権利利益を害するおそれがある情報」は、条例第7条第2号アからウまでに該当する情報を除き、不開示とされている。

## 3 不開示情報について

- (1) 作文の中には応募者個人の経歴や社会活動など特定の個人を識別でき うる情報が記されているものがある。
- (2) さらに、上記の情報の記載がなかったとしても、作文の内容については、応募者個人がテーマに関する意見、考え等を表現したものであり、特定の個人を必ずしも識別できるものではないが、公にすることにより、本人が開示されたことを知れば、精神的な苦痛を受けるおそれがある、又は、将来、個人が特定された場合に、プライバシーを著しく害するおそれがある。
- (3) 過去のさいたま市情報公開・個人情報保護審査会答申(平成14年12月18日付けさ情審査答申第6号)では、「市民懇話会応募用紙」の中の「地区のまちづくりについての意見」等について著作権が成立する可能性を認め、提出された応募用紙が情報公開の対象となることも告知し

ていないことを併せ考えると、実施機関が行った条例第7条第2号による非公開決定は妥当とされている。

- (4) なお、理由説明書には記載していないが、作文を公表することで、本件に限らず市民を公募して同様の会議を開催する際、参加に意欲のある市民が応募を控えてしまう、あるいは、その意見や気持ちを率直に記載することができなくなるおそれがあるなど、今後、広く市民の市政参加を目的とした委員公募に係る事務の適正な遂行に、支障が生じるおそれも考えられる。
- (5) 異議申立人の「開示の公益性が高い」との主張については、個人のプライバシーは最大限保護されなければならず、また、開示することがこれに優越する公益性を有するという合理的な理由は認めがたい。
- (6) 異議申立人の「作文の内容は政策情報」、「選考の公平性を担保するためには、選考過程の透明性をさらに高める必要があり、そのために作文の開示は不可欠といえる」との主張については、「政策情報」の意味が明確ではないが、本件作文は委員選考に使用されたものであり、さいたま市自治基本条例の内容に結びつくものではない。選考過程の透明性は大切であるが、開示の範囲については「個人のプライバシー」と「開示の公益性」を比較考量して考えるべきであり、作文の開示は不可欠とする主張には同意することができない。

#### 第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

実施機関では、市民自治の確立に向け、自治に関する基本的な理念、市 政運営の基本的事項等を定める自治基本条例の検討を行うため、平成22 年度に委員会を設置したものである。

本件対象行政情報は、実施機関が委員会を設置するに当たって、公募委員を選考する過程において80人の応募者から取得した、「わたしが考える『市民が主役のまちづくり』とは」をテーマにした800字程度の作文の内容部分である。

2 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、不開示情報とすべき情報として「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」と規定している。

本号は、個人のプライバシーの権利保護を図るものであり、個人のプラ

イバシーを最大限に尊重するため、特定の個人を識別することができる情報を原則不開示としている。また、特定の個人を識別する記載はなくても、開示することにより、本人の財産権等(例えば、個人の未公表の著作物、研究論文等)の正当な権利利益が害されるおそれのあるものや、個人の人格と密接に関連しており、本人が精神的苦痛を受けるおそれがあるものについても原則不開示とするものである。

3 本件処分の妥当性について

本件対象行政情報は、作文の内容部分であるが、当該内容のうち個人の 経歴等、特定の個人を識別できる部分は、条例第7条第2号に定める個人 に関する情報のうち個人を識別することができるものに当たる。

また、特定の個人を識別することができない部分であっても、応募作文に記された個人の意見等は個人の人格と密接に関連することから、当該情報を開示されたことを知った応募者に精神的な苦痛を与えるおそれがあると認められる。

そして、実施機関が本件公募の実施に際して応募作文が情報公開の対象となることを応募者に告知していないことからすると、応募作文を開示されたことを知った応募者に精神的な苦痛を与えるおそれがあることも認められる。

したがって、本件対象行政情報を不開示とした本件処分は、妥当である。

- 4 以上のとおりであるから、異議申立人のその余の主張については、審議 するまでもなく、本件処分は妥当である。
- 5 よって、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので、前記第1の結 論のとおり答申するものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

1	平成23年11月 1日	諮問の受理
2	同 年 11月28日	実施機関から理由説明書を受理
3	同 年 12月14日	異議申立人から意見書を受理
4	同 年 12月15日	審議
5	平成24年11月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
6	平成25年 2月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏 名	備考
会 長	池上純一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊藤 一枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)